

議案第1号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会に対する諮問案を別紙のとおり提出します。

平成25年6月28日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

諮 問

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めます。

平成25年6月28日

鳥取県教育委員会  
委員長 中島 諒人

記

- 1 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく下記の保護文化財の指定について

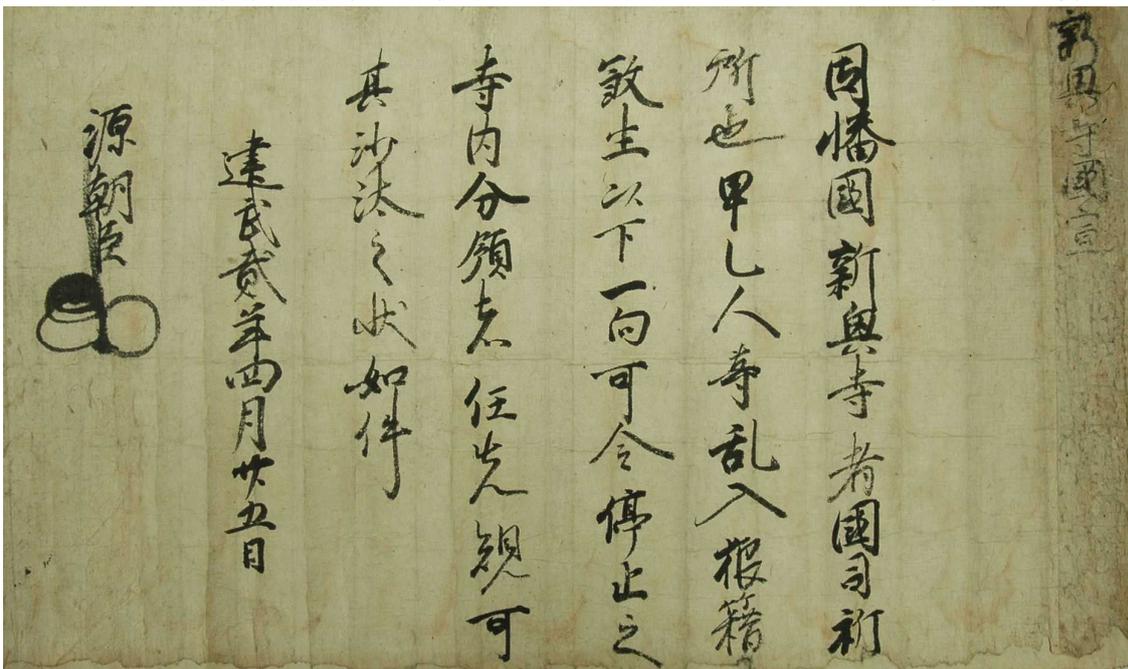
**保護文化財 「新興寺文書」 (八頭町)**

新興寺は和銅年間(708～715年)に始まったとされ、平安時代には因幡における密教信仰の拠点となっていた。

ここに新興寺に関連する中世文書が10通ある(現在は県立博物館に寄託)が、この内、承久の乱(1221年)後、新補地頭(\*)として隣接する安井保に<sup>やすいほ</sup>着任した青木実俊が寺領を侵犯したため寺と争ったという記事は、因幡の地頭について具体的な人物が確認できる唯一の事例である。また、因幡守護となった名和長年が新興寺の寺領を安堵した書状は、全国的にも数例しかない長年の書状としても貴重である。

県内に残る中世文書が少ない中で、数量的にまとまっているだけでなく、南北朝動乱期における寺および周辺地域の様相を知ることができる点で非常に重要な資料である。

\*承久の乱後、鎌倉幕府が朝廷方から没収した土地に新たに補任した地頭の意。



名和長年安堵状

- 2 鳥取県文化財保護条例第25条第1項の規定に基づく下記の無形民俗文化財の指定について

### 無形民俗文化財 「赤松の荒神祭」 (大山町)

閏年の3月第1日曜(かつては閏年の2月2日)に、藁で作った大蛇を荒神に奉納する神事。起源は、承応3年(1654)、大干ばつに見舞われた赤松集落が氏神様のご神託を受けたところ、五穀豊穡と村の繁栄を祈って大蛇を奉納せよとのお告げがあったこととされる。大蛇は全長約25メートルの巨大なもので、頭上には、集落内各戸の繁栄を祈願する御幣を戸数分立てる。当日は、大蛇を前に神事を執り行った後、住民総出で大蛇を担いで集落を練り歩き、氏神日吉神社境内の荒神の玉垣内に奉納する。また、大蛇の男根部分は閏年から閏年の間に入り婿した男性が、子孫繁栄と将来の幸福のために担ぐことになっている。

鳥取県西部に広く分布する荒神祭の特徴をよくあらわすとともに、入り婿の入村儀礼がみられるなど、貴重な無形民俗文化財といえる。



## 第 2 章 県指定保護文化財

（指定）

第 4 条 教育委員会は、有形文化財（法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定保護文化財（以下「県指定保護文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。

3 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定保護文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

5 第 1 項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定保護文化財の所有権に指定書を交付しなければならない。

## 第 4 章 県指定有形民俗文化財及び県指定無形民俗文化財

（指定）

第 25 条 教育委員会は、有形の民俗文化財（法第 78 条第 1 項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第 78 条第 1 項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による県指定有形民俗文化財の指定には、第 4 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。

3 第 1 項の規定による県指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

（昭 50 条例 40・全改、平 17 条例 4・一部改正）

## 第 8 章 雑則

（鳥取県文化財保護審議会への諮問）

第 44 条 教育委員会は、第 4 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 25 条第 1 項、第 30 条第 1 項及び第 31 条の 2 第 1 項の規定による指定、第 5 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 26 条第 1 項、第 31 条第 1 項及び第 31 条の 3 第 1 項の規定による指定の解除、第 19 条第 2 項及び第 4 項（第 39 条第 4 項で準用する場合を含む。）並びに第 39 条第 2 項の規定による認定、第 20 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の規定による認定の解除、第 29 条第 1 項の規定による選択、第 35 条の 2 第 1 項、第 36 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の規定による選定並びに第 35 条の 3 第 1 項、第 37 条第 1 項及び第 40 条第 1 項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かななければならない。（昭 50 条例 40・追加、平 18 条例 38・一部改正）